四　五以外の病院	結核病床の許可病床の数	一、六三三、〇〇〇円
	精神病床の許可病床の数	一、五二三、〇〇〇円
五　リハビリテーション専門病院	稼働病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数	三五七、〇〇〇円

二　救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示された公的病院等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数（その数が三十を超える場合には三十を上限とする。）に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算した額及び小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に八、九一二、〇〇〇円を乗じて得た額

三　都道府県の救急医療計画に基づき法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが整備し、運営する救命救急センターの数として総務大臣が調査した数に一五四、二八九、〇〇〇円を乗じて得た額

四　公的病院等であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　新生児特定集中治療室等の有する病床の数	五、一一一、〇〇〇円
二　新生児特定集中治療室等に準ずる室の有する病床の数	四、〇九〇、〇〇〇円
三　新生児特定集中治療室等の後方病室の有する病床の数	二、七〇二、〇〇〇円
四　新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室の有する病床の数	二、一六一、〇〇〇円

五　公的病院等であつて小児医療を提供しているものについて、小児医療のための専用の病床の数として総務大臣が調査した数に一、二六七、〇〇〇円を乗じて得た額

四　五以外の病院	結核病床の許可病床の数	一、八一三、〇〇〇円
	精神病床の許可病床の数	一、三九二、〇〇〇円
五　リハビリテーション専門病院	稼働病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数	三九六、〇〇〇円

二　救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示された公的病院等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数（その数が三十を超える場合には三十を上限とする。）に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算した額及び小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に九、五七一、〇〇〇円を乗じて得た額

三　都道府県の救急医療計画に基づき法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが整備し、運営する救命救急センターの数として総務大臣が調査した数に一五〇、五八六、〇〇〇円を乗じて得た額

四　公的病院等であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　新生児特定集中治療室等の有する病床の数	四、二五九、〇〇〇円
二　新生児特定集中治療室等に準ずる室の有する病床の数	三、四〇八、〇〇〇円
三　新生児特定集中治療室等の後方病室の有する病床の数	二、二五二、〇〇〇円
四　新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室の有する病床の数	一、八〇一、〇〇〇円

五　公的病院等であつて小児医療を提供しているものについて、小児医療のための専用の病床の数として総務大臣が調査した数に一、一七五、〇〇〇円を乗じて得た額